

令和5年

第4回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年4月7日

前橋市農業委員会

令和5年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年4月7日午後2時01分
- ・閉会日時 令和5年4月7日午後4時15分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主任 寺田 恵美
主事 柴野 雄介	嘱託員 福島 美咲		

・農政課

主任 湯澤 創造	主事 島田 綾美
----------	----------

・付議事件

- (1) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第21号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (3) 議案第22号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第23号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- (5) 議案第24号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (6) 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (8) 議案第27号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農業振興地域整備計画（令和4年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について
- (2) 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用等の意見聴取の結果について
- (7) 令和5年度前橋市農業委員会事業計画（案）について
- (8) 職員の任免について
- (9) 農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者について

<p>高橋局長 深町会長 高橋局長</p>	<p>これより令和5年第4回農業委員会総会を開催させていただきたいと思ひます。開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
	<p>◇（挨拶）</p> <p>続きまして、本日の出席状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日は24名、全員の方の出席でございます。従いまして、本会議は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《深町会長、議長に就任》</p> <p>それでは、令和5年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。13番矢端 晴美委員、14番奥野 和子委員をお願いいたします。</p> <p>総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>寺田主任</p>	<p>◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）</p> <p>以上、4番、5番は保留、1番から3番、6番から12番の申請につきましては、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長 3番委員 (1班班長)</p>	<p>なお、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告させていただきます。整理番号3条の6番。売買、新規就農。タブレットの現地・面接調査案内図の1ページから20ページです。申請地は粕川町込皆戸地内の農用地区域内農地です。面接には、申請人本人と代理人の方2名で来られました。申請事由は、申請により畑を借り受け、ジャガイモ、タマネギ、ネギの作付けを行い、農業経営を行いたい。申請に至った経緯は、3年前から家庭菜園を初めて野菜を作って楽しかったのもう少し広く作りたと思った。また、福祉の仕事をしているので、子供たちに収穫の体験をさせたいと思ったことです。この場所を選んだ理由は、自宅から近くて管理がしやすいから。農作業の経験は、家庭菜園で作って経験しています。申請地では、ジャガイモ、タマネギ、ネギを栽培する予定で、選んだ理由は、野菜の中で一番よく使われる野菜だそうです。作物の出荷先は、直売所に登録をして販売を始める予定だそうです。売上金額は、一年目は31万円の売上げを目標に計画しています。農業機械の所有状況は、草刈機や動噴を所有し、知人からトラクターを譲っていただく予定だそうです。機械の保管場所は、自宅と資材置場の物置に保管している。農業従事者は2人で時々3人子どもたちの手伝いがあるそうです。通作距離は約1.5km車で5分かかるそうです。今後の規模拡大計画は、出来れば面積を増やしていきたいそうです。以上のことから調査班としては、本人の営農意欲が認められ、営農計画等も整合性が有ることから、許可相当と判断いたしました。</p> <p>続きまして、整理番号3条の7番です。賃貸借・新規就農。タブレットの現地・面接調査案内図21ページから42ページです。申請地は上泉町地内の農用地区域内農地です。面接には申請人本人が来られました。申請事由は、申請により畑を借り受け、ペカンナツの作付けをし、農業経営を行いたい。申請に至った経緯は、果樹の苗（ナツツ類）を植える場所を探していたこと。この場所を選んだ理由は、申請地の横に川があり川の隣の山林を購入しており、トラクターが小屋に保管してあるので。申請地に近いので作業がしやすいと思ったことです。農</p>

	<p>作業の経験は、伊勢崎市の農業生産法人で農作業をしているそうです。申請地ではペカンナツ・ヘーゼルナツを定植し栽培管理を行う。作物の出荷先は、長野県にあるふるさと農産加工に買い取ってもらう予定。売上金額は、初めて栽培するので、未定だそうです。将来的に500万円が、目標だそうです。農業機械の所有状況は、トラクター2台25馬力・15馬力、乗用草刈機1台、草刈機4台所有。農業従事者は家族で2人、通作距離は約4Kmで5～10分かかるそうです。今後の規模拡大計画は適地を探して拡大していきたいそうです。以上のことから調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力もあり、営農計画も計画性が有ることから就農・営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
6 番委員	<p>6番です。受付の整理番号の11番ですが、譲受人のかた年齢はおいくつですか。かなり高齢の方なのですが、この方この農地を拡張して経営規模拡大ということですけども、労働力としてはどのような見込みでしょうか。</p>
寺田主任	<p>11番の先ほどの質問についてなんですけども、こちらのかた台帳にはいらっしやらないのですが、申請書には息子さんと農業をしていると記載があります。息子さんの情報ですが、61歳のかたで、年間150日されているということで、そのかたと農業をするという申請になっています。</p>
6 番委員	<p>よくわかりました、ありがとうございます。</p>
5 番委員	<p>5番です。申請番号7番についてですが、契約期間1年とありますが、樹木を植えて1年だというのはちょっと。営農計画を見ると5年目からは売り上げの予定があると記載があります。申請書を見ますと権利の移転の時期の欄に「許可あり次第」とありますが、いずれ買いたいという意思があるということなんでしょうか。</p>
寺田主任	<p>事務局の寺田です。今回は新規の方ということで、賃貸借から入っていただくということで申請が出ています。賃貸借の場合は解約の書類が出てこない限り、永久に続いていくのでとりあえず、1年ということで記載があります。樹木を植えることに関しては貸人のかたも了承しているということなので、特に問題はないのかなと思います。</p>
5 番委員	<p>将来的に購入予定？</p>
寺田主任	<p>将来的に買う予定は聞いていません。</p>
5 番委員	<p>権利の移転の時期は「許可あり次第」とはどういう意味ですか。</p>
寺田主任	<p>みなさんこのようにいつも書いていただいています。賃貸借の権利の期間が、本日の許可があつてから1年ということです。</p>
議 長	<p>その他、どうでしょうか。ないようですので、採決をしたいと思います。4番、5番は保留、1番から3番、6番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手)</p>
議 長	<p>全員賛成でありますので、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号4番、5番は保留、1番から3番、6番から12番を許可とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第21号 農地一時転用許可期限延長願第5条許可について、整理番号1番から3番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
佐藤副主幹	<p>◇(議案書・順次、整理番号、延長期間、転用目的等を朗読、説明)</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
1 7 番委員	<p>17番です。1番、2番について、今回期限を延長した場合、更新後の一時転用期間はどれになりますか。</p>
望月副主幹	<p>今回の更新では延長から3年間とはならず、通常更新したときと同様の転用期間になります。一時転用の期間が長くなるわけではありません。同時に4条の許可申請がされています。</p>
1 4 番委員	<p>営農型太陽光は3年間で何を作るのか計画をしていて、進捗状況を報告があると思うのです</p>

佐藤副主幹	<p>が、期間延長を提出したかたは報告のほうはありましたか。</p> <p>営農型太陽光の報告は2月末日までに一年ごとに報告があります。今回の方は内容的にはミカンを植えるということで報告を受けています。</p>
14番委員	<p>事務局は毎年2月に報告を受けているようなので、その際に更新の時期を迎える案件については、事業者に期限内に更新するように伝えていけば、一時延長許可を受けなくても、防げるのかなと思います。</p>
議 長	<p>それでは他に質問がないようですので、なければ採決をいたします。</p> <p>整理番号1番から3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手)</p> <p>全員賛成でありますので、議案第21号 農地一時転用許可期限延長願第5条許可については、整理番号1番から3番を承認とすることに決定いたします。</p>
佐藤副主幹	<p>次に、議案第22号 農地法の規定による許可の取り消し第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>◇(議案書・順次、整理番号、内容等を朗読、説明)</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
議 長	<p>◇(意見、質問等なし)</p> <p>特にないようですので、採決をしたいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手)</p> <p>全員賛成でありますので、議案第22号農地法の規定による許可の取り消し第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。</p>
佐藤副主幹	<p>次に、議案第23号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、4条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>◇(議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)</p> <p>以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
議 長	<p>◇(意見、質問等なし)</p> <p>ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手)</p> <p>全員賛成でありますので、議案第23号農地法の規定による許可後の計画変更申請、第4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。</p>
佐藤副主幹	<p>次に、議案第24号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)</p> <p>以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
4番委員	<p>店舗として畑を685㎡除外されていますが、今回の一般住宅になってもこの面積必要ですか。</p>
佐藤副主幹	<p>当初、店舗併用住宅で美容院として除外を受けて、転用許可となっております。今回美容院はできなくなってしまったが、せめて住宅を建築したいということで申請ができた。平米数が広いので、これだけ必要ないのではないかという話もしましたが、場所が工科大の通り沿いになっていて、通りも激しいので、駐車するのに旋回スペースがほしいということと、庭用地として有効利用を図るので、農地として編入しても荒れてしまう可能性があるので、この面積で転用できないか、ということで利用計画も提出していただいて今回の申請になりました。</p>
議 長	<p>採決をしたいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求め</p>

議 長	<p>ます。</p> <p>◇ (挙 手)</p> <p>全員賛成でありますので、議案第24号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定します。</p> <p>開始から1時間程経ちますので、暫時、休憩とさせていただきます。</p> <p>(※暫時、休憩)</p>
議 長	<p>再開いたします。次に、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から6番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
望月副主幹 議 長	<p>◇ (説 明：望月副主幹)</p> <p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>◇ (意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>なければ採決したいと思います。整理番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>◇ (挙 手)</p>
議 長	<p>全員賛成でありますので、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から49番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
佐藤副主幹	<p>◇ (説 明：佐藤副主幹)</p> <p>以上、整理番号1番から3番、5番から17番、19番から49番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。なお、整理番号4番、7番、37番から39番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。</p>
3番委員 (1班班長)	<p>それでは、報告をさせていただきます。整理番号5条の4番。売買、運動場。タブレットの43から49ページをご覧ください。申請地は、市立粕川小学校から南南西約740mに位置し、北側は畑とため池、東側は田、南側は畑と雑種地、西側は無地無番地に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、こども園の方と、代理人である行政書士の方が来られました。申請事由は、当法人は社会福祉法人で、社会福祉事業の認定こども園を運営していますが、既存の運動場が狭く困っているので、申請地を取得して、運動場としく申請します、とのこと。申請に至った経緯は、現在こども園の庭で学童クラブの小学生38人と、こども園の小さい子どもたちが一緒に遊んでいるので、運動場が狭いため遊びが制限されてしまうことから申請に至った。また申請地の選定理由は、近いところにあるので、利用しやすいとのこと。法人の事業概要は、認定こども園、園児数現在86名、職員数30名です。既存の運動場は園児と学童一緒に遊ぶので狭い、遊具の設置状況は、うんてい・ブランコ・砂場・のぼり棒などがあるそうです。続いて、利用計画・被害防除については土地造成、整地の方法は、現状で整地し、石を取り除くそうです。申請地に大きい石から小さい石まで石が非常に多くあります。土地の利用計画、埋め土・擁壁・塗装等について、今のところは、しないとのこと。工事を進めたうえで考えるとのこと。隣接地、道路等境界の確認は測量をしながらこれから行うとのこと。周辺の農地、農作物への影響等に対する被害防除対策について、東側に傾斜があり、大雨が降ると土砂崩れ、下の農地に泥が入ってしまう可能性がある。雨水処理は自然浸透。外灯等証明はつけない予定。周囲に高さ1.2mのフェンスを設置、必要に応じて高いネットを張るそうです。こども園から運動場までの移動時や、ため池や森林が近いため危険防止策フェンスを設置、職員が同行してきているとのこと。以上のことから、調査班としては、安全性と周辺の農地に対する被害防除対策の計画を立て直していただき、申請地の石の取り除きと東側の傾斜地の対策を考えていただきたいので、今回は保留とさせていただきます。</p>

つづきまして、整理番号5条7番売買・老人ホーム、老人デイサービスセンター。タブレットの現地・面接調査案内図の50ページから56ページをご覧ください。申請地は、市立荒砥中学校から北東約530mに位置し、東側は湖沼、西側と南側は道路、北側は宅地に囲まれた、宅地化が進む第3種農地です。面接には、申請人本人と、代理人である行政書士の方が来られました。申請事由は、現在、高崎市箕郷町で有料老人ホームの賃貸をしています。本申請地は、景観がよく利用者に喜んでいただけると考え、施設の建設を進めたいとのことです。既存施設は現在、高崎市箕郷町に住居型有料老人ホーム・デイサービスの施設があるそうです。申請地の施設の概要は入居人数30人、デイサービス人数30人の予定。現在、亀泉町に有料老人ホームの施設があり、桐生市新里町にも介護施設があるそうです。運営側の職員は32人で、申請地での新施設の職員はまだ決まっていないそうです。他法令に係る手続き状況は、開発許可は4月の審査会で、高齢者施設の整備の手続きは終了しているとのことです。利用計画・被害防除について土地造成・整地の方法は、西側・南側は道路より高くなっていて現状の高さで整地する。埋め土はしない。隣接地、道路等境界の確認は立会いのもと、確認済みとのこと。雨水処理はU字溝を設置し1か所に集め道路の側溝に流す、また下水処理は40人の合併浄化槽を設置するそうです。外灯等証明はセンサーライトと警備用のライトは向きを考えて設置するそうです。周囲に1.2mの高さのメッシュフェンスを設置するそうです。以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条37番・38番・39番売買・露天資材置場、タブレットの現地・面接調査案内図の57ページから67ページをご覧ください。申請地は、前橋市大胡公民館から北北西約1.2kmに位置し、南側・西側は道路、北側は田、東側は水路に囲まれた、小集団の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人で会社の代表の方と、代理人の2名で来られました。申請事由は、土木工事業を行っているが、既存の露天資材置場が手狭になっており、早急に新設する必要があると、申請地は本社から3km圏内で幹線道路に近く、周囲に住宅がないことから、露天資材置場として利用するには適地であるため、転用したく申請します。申請にあたった理由は、資材置場・残土置場が足りないとのことです。申請人の主な事業は土木工事業をしており、既存の資材置場は現在、自宅の裏に2500㎡あり資材・残土と重機がおりてあり、スペースが全然足りないとのことです。申請地には河川工事に使う仮設パイプや移動のできる現場事務所、工事残土、重機を置くとのこと。利用計画・被害防除については土地造成、整地の方法は、埋め土は行わず平らに整地するそうです。雨水処理は自然浸透、隣接地との境界の確定は現在行っているとのこと、外灯等照明は付けず周囲に高さ60cmのコンクリートブロックを設置する予定だそうです。以上のことから調査班としては、露天資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。

議長

以上で報告を終わります。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

13番委員  
佐藤副主幹

13番です。46番の農家食堂(レストラン)ですが、普通の食堂と何が違うのですか。農家食堂ですが、こちら青地になっておりまして、農業用施設として用途区分変更により農振除外をせずに転用できます。5割以上、自己の生産する農畜産物や加工品を調理したものを提供します。

13番委員  
佐藤副主幹

ありがとうございます。経営を農家の人が行うということですね。そうですね。

16番委員  
佐藤副主幹

整理番号1番の始末書を添付ということなのですが、ちなみになにがあったのですか。佐藤です。ちなみに駐車場として使用していました。

16番委員

わかりました。

1番委員  
佐藤副主幹

整理番号17番ですが、一般住宅46㎡とありますが、少なくないでしょうか。こちらが隣接の宅地部分と使用していて合計では449㎡となる予定です。

1 番委員 議 長	既にあるところに足すということですね。ありがとうございました。 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。 整理番号 2 番、4 番、1 8 番を保留とし、整理番号 1 番、3 番、5 番から 1 7 番、1 9 番から 4 9 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 2 番、4 番、1 8 番を保留とし、整理番号 1 番、3 番、5 番から 1 7 番、1 9 番から 4 9 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
柴野主事 議 長	◇ (説 明：柴野主事) 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇ (意見・質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。 議案第 2 7 号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
湯澤主任 議 長	次に、協議事項 (1) 農業振興地域整備計画 (令和 4 年 9 月除外) の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇ (説 明：農政課 農業政策係 湯澤主任) 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇ (意見・質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。 農業振興地域整備計画 (令和 4 年 9 月除外) の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、協議事項 (1) 農業振興地域整備計画 (令和 4 年 9 月除外) の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、協議事項 (2) 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等 (案) について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
井草局長補佐 長谷川局長補佐 議 長	◇ (別途資料の朗読、説明) ◇ (別途資料の朗読、説明) 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 6 番委員	1 6 番です。農地の下限面積が撤廃されたということで、新規のかたは面積関係なく農家としてカウントされるのかと、以前は下限面積 4 反だったが、それが撤廃になると新規就農者としてはどこからの扱いになるのか、お聞きしたい。
長谷川局長補佐	長谷川です。下限面積は撤廃されましたので、新規に就農されたい方は面積に関わらず相談を受け付けていますが、家庭菜園等、兼業農家のかたは、新規就農者としての奨励金の対象には外れます。農業をあくまでも生業としている方のみの激励会や新規就農者としての対象となります。
1 6 番委員 議 長	ありがとうございます。何分いろいろな問題も出てくると思いますので、随時相談をしながら進めさせていただけたらと思います。 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。 協議事項 (2) 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等 (案) について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

<p>議 長</p>	<p>◇(挙 手)</p> <p>全員賛成でありますので、協議事項(2)令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案を承認とすることに決定いたします。</p> <p>次に、51ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(5)までの内容は、</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 法第4条の届出書の受理状況</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>(2) 法第5条の届出書の受理状況</td> <td style="text-align: right;">29件</td> </tr> <tr> <td>(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況</td> <td style="text-align: right;">30件</td> </tr> <tr> <td>(4) 現況証明交付状況</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項(6)は、3月総会において許可とした、法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。</p>	(1) 法第4条の届出書の受理状況	2件	(2) 法第5条の届出書の受理状況	29件	(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	30件	(4) 現況証明交付状況	2件	(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数	4件
(1) 法第4条の届出書の受理状況	2件										
(2) 法第5条の届出書の受理状況	29件										
(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	30件										
(4) 現況証明交付状況	2件										
(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数	4件										
<p>議 長</p>	<p>報告事項(7)令和5年度前橋市農業委員会事業計画(案)について事務局から報告をお願いします。</p>										
<p>井草局長補佐 高山係長 長谷川局長補佐</p>	<p>◇(別途資料の朗読、説明)</p> <p>◇(別途資料の朗読、説明)</p> <p>◇(別途資料の朗読、説明)</p>										
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではつぎに、報告事項(8)職員の任免について事務局から報告をお願いします。</p>										
<p>井草局長補佐 議 長</p>	<p>◇(別途資料の朗読、説明)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に報告事項(9)農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者について事務局から報告をお願いします。</p>										
<p>井草局長補佐 議 長</p>	<p>◇(別途資料の朗読、説明)</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(閉会午後4時15分)</p>										